

令和 8 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

(管理会社コード 16714)

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先 ビジネスサポート本部 松永 みどり

(TEL:03-6843-1413)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、本日、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ E T F 名称

1551_東証スタンダード T O P 2 0 E T F

1563_東証グロース・コア E T F

2516_東証グロース 2 5 0 E T F

526A_ J P X スタートアップ急成長 1 0 0 E T F

○ 変更内容およびその理由

変更の内容

各規定の内容の明確化や用語・記載の整理を図るため所要の変更を行います。

理由

関係法令・諸規則への適合性を高めるために規定内容をより明確化するとともに、現行の運用との整合性を図るため用語・記載の見直しを行います。

○ 投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○ 変更の日程について

届出日 : 令和 8 年 10 月 7 日

実施日 : 令和 8 年 10 月 8 日

以上

東証スタンダードTOP20ETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 <略> ② <略> ③ <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ④ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (受益権の申込単位および価額) 第12条 <略> ②～③ <略> ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. ～2. <略> 3. <u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）</u> 4. ～5. <略> ⑤～⑩ <略> (投資の対象とする資産の種類) 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、<u>第21条の2</u>に定めるものに限ります。） ハ. 金銭債権 <u><削除></u> <u><削除></u> <u><削除></u>	(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 <略> ② <略> <u><新設></u> ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (受益権の申込単位および価額) 第12条 <略> ②～③ <略> ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. ～2. <略> 3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間 4. ～5. <略> ⑤～⑩ <略> (投資の対象とする資産の種類) 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、<u>第21条</u>に定めるものに限ります。） ハ. 金銭債権 <u>ニ. 約束手形</u> <u>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ. 為替手形</u>

(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託財産を、株式に投資することを指図します。 ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託財産を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u><削除></u> (利害関係人等との取引等) 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第 21 条の 2、第 22 条、第 25 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</u> ②～④ <略> (運用の基本方針) 第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. この信託は、対象指数を対象指標とし、<u>信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指数に採用されている株式に投資を行ないます。</u> 2. <略> 3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。</u> 4. ～8. <略> <u>(投資する株式の範囲)</u> <u>第 21 条 委託者が投資することを指図する株式は、原則として対象指標に採用されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。</u> (先物取引等の運用指図) <u>第 21 条の 2 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券指</u>	(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託財産を、株式に投資することを指図します。 ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託財産を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>4. 手形割引市場において売買される手形</u> (利害関係人等との取引等) 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第 21 条、第 22 条、第 25 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</u> ②～④ <略> (運用の基本方針) 第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. この信託は、対象指数を対象指標とし、<u>基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指数に採用されている株式に投資を行ないます。</u> 2. <略> 3. 対象指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。 4. ～8. <略> <u><新設></u> (先物取引等の運用指図) 第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限り。以下同じ。）および有価証券オプション取
---	---

数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ② 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 （デリバティブ取引等に係る投資制限） 第21条の3 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 （収益分配金および償還金の支払い） 第34条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第15条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 ② <u>償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</u> ③ 受託者は、<u>収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u> ④ <u>前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u> ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 ⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、<u>原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行な</u>	引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。 ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 （デリバティブ取引等に係る投資制限） 第21条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 （収益分配金の支払い） 第34条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第15条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 <新設> ② 受託者は、<u>収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u> <新設> ③ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 <新設>
---	--

<u>うものとし、同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> (収益分配金および償還金の時効) 第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 5 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、<u>ならびに信託終了による償還金について同条第 6 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u> (収益分配金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第 36 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、</u>当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金<u>または償還金</u>を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (交換請求) 第 38 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。 1. ～2. <略> 3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間（<u>ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前以降の 4 営業日間</u>） 4. ～5. <略> ③～⑤ <略> ⑥ 第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。<u>当該抹消に係る手続きおよび第 39 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 39 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に</u>	(収益分配金の時効) 第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第 36 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に、未払残高があるとき、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (交換請求) 第 38 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。 1. ～2. <略> 3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間 4. ～5. <略> ③～⑤ <略> ⑥ 第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます
---	--

従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑦～⑨ <略> ⑩ 第 2 項の規定により、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第 8 項および第 9 項の規定に準じて計算されたものとします。 ⑪～⑫ <略> (交換の指図等) 第 39 条 <略> ②～⑥ <略> ⑦ 前項の規定により交換請求の受付けを停止したときは、第 38 条第 10 項の規定を準用します。 (受益権の買取り) 第 40 条 <略> ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日<u>(前項第 2 号のときは金融商品取引所における最終取引日)</u>の基準価額とします。 ③～⑤ <略> (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、<u>交換株式の交付および償還金の支払い等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。	⑦～⑨ <略> ⑩ 第 2 項の規定により、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第 7 項および第 8 項の規定に準じて計算されたものとします。 ⑪～⑫ <略> (交換の指図等) 第 39 条 <略> ②～⑥ <略> ⑦ 前項の規定により交換請求の受付けを停止したときは、第 38 条第 9 項の規定を準用します。 (受益権の買取り) 第 40 条 <略> ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。 ③～⑤ <略> (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け<u>および交換株式の交付等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。
---	--

東証グロース・コア E T F

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 <略> ② <略> ③ <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ④ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. ～2. <略> 3. <u>計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前以降の 4 営業日間）</u> 4. ～5. <略> ⑤～⑩ <略> (投資の対象とする資産の種類) 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、<u>第 21 条の 2</u>に定めるものに限りま す。） ハ. 金銭債権 <u><削除></u> <u><削除></u> <u><削除></u> (運用の指図範囲等)	(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 <略> ② <略> ③ <u><新設></u> ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 (受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. ～2. <略> 3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間 4. ～5. <略> ⑤～⑩ <略> (投資の対象とする資産の種類) 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、<u>第 21 条</u>に定めるものに限りま す。） ハ. 金銭債権 ニ. <u>約束手形</u> 2. <u>次に掲げる特定資産以外の資産</u> イ. <u>為替手形</u> (運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託財産を、株式に投資することを指図します。 ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託財産を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u><削除></u> （利害関係人等との取引等） 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第 21 条の 2</u>、第 22 条、第 25 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。 ②～④ <略> （運用の基本方針） 第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. この信託は、対象指数を対象指標とし、<u>信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指数に採用されている株式に投資を行ないます。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。</u> 2. <略> 3. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第 21 条の 2 に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。</u> 4. ～8. <略> <u>（投資する株式の範囲）</u> <u>第 21 条 委託者が投資することを指図する株式は、原則として対象指標に採用されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。</u> （先物取引等の運用指図） 第 21 条の 2 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第	第 17 条 委託者は、信託財産を、株式に投資することを指図します。 ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託財産を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>4. 手形割引市場において売買される手形</u> （利害関係人等との取引等） 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第 21 条、第 22 条、第 25 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</u> ②～④ <略> （運用の基本方針） 第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. この信託は、対象指数を対象指標とし、<u>基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指数に採用されている株式に投資を行ないます。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。</u> 2. <略> 3. 対象指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第 21 条に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。 4. ～8. <略> <u><新設></u> （先物取引等の運用指図） 第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限りまう。）および有価証券オプション取引（金融商
--	--

8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限りま。 （デリバティブ取引等に係る投資制限） 第 21 条の 3 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 （収益分配金および償還金の支払い） 第 34 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第 15 条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 ② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。 ③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第 15 条第 2 項の規定に基づいて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。 ④ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。 ⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 15 条第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 （収益分配金および償還金の時効） 第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 5 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金につい	品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限りま。 （デリバティブ取引等に係る投資制限） 第 21 条の 2 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 （収益分配金の支払い） 第 34 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第 15 条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。 <新設> ② 受託者は、収益分配金の支払いについて、第 15 条第 2 項の規定に基づいて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。 <新設> ③ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 15 条第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 <新設> （収益分配金の時効） 第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を
---	--

て同条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (収益分配金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第36条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは</u>、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金<u>または償還金</u>を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (交換請求) 第38条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。 1.～2. <略> 3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間） 4.～5. <略> ③～⑤ <略> ⑥ 第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。<u>当該抹消に係る手続きおよび第39条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第39条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑦～⑨ <略> ⑩ 第2項の規定により、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第8項および第9項の規定に準じて計算されたものとします。 ⑪～⑬ <略> ⑭ 前項の規定により交換請求の受付けを停止したときは、本条第10項の規定を準用します。	受けた金銭は、委託者に帰属します。 (収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第36条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、未払残高があるとき、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (交換請求) 第38条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。 1.～2. <略> 3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間 4.～5. <略> ③～⑤ <略> ⑥ 第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。 ⑦～⑨ <略> ⑩ 第2項の規定により、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第7項および第8項の規定に準じて計算されたものとします。 ⑪～⑬ <略> ⑭ 前項の規定により交換請求の受付けを停止したときは、本条第9項の規定を準用します。
--	--

(受益権の買取り) 第 40 条 <略> ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日<u>(前項第 2 号のときは金融商品取引所における最終取引日)</u>の基準価額とします。 ③～⑤ <略> (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、<u>交換株式の交付および償還金の支払い等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。	(受益権の買取り) 第 40 条 <略> ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。 ③～⑤ <略> (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い) 第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け<u>および交換株式の交付等</u>については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。
---	---

東証グロース 250ETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）の<u>口座ごとの口数</u>とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. <u>前号に基づく乗算によって1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、これにより生じた整数部分については当該受益者の口座に記録します。</u> 3. <u>前号に基づく合算により生じた端数部分は、他の受益者について同様の合算を行って生じた端数部分と合算し、これにより生じた整数部分については委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、<u>前号に基づく合算の対象となった端数部分の持分を所有する受益者に当該持分に応じて分配します。</u> 5. <u>委託者は、受益者からの取得申込の受付および一部解約の請求について制限を行う場合があります。</u> （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第8条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ、有価証券	(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> ② <削除> ③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。 ④ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 端数部分を受益者ごとに合算し、<u>整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u> 3. <u>前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。 5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法） 第8条 <略> ② <新設> ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ、有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第25条および第26条に定めるものに限りします。） ハ. 金銭債権 <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> <u>＜削除＞</u> （運用の指図範囲等） 第17条 <略> ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>＜削除＞</u> 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 5. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの （運用の基本方針） 第19条 <略> 1.～9. <略> 10. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。</u> 11. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u> 12. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u> 13. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、信託財産に</u>	ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第25条および第26条に定めるものに限りします。） ハ. 金銭債権 <u>ニ. 約束手形</u> <u>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ. 為替手形</u> （運用の指図範囲等） 第17条 <略> ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの （運用の基本方針） 第19条 <略> 1.～9. <略> 10. わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。 11. わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 12. わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 13. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取
---	--

属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 14. <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 15. ～21. <略> （先物取引等の運用指図） 第23条 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ② 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ③ 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 （スワップ取引の運用指図） 第25条 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、</u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換す	引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 14. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 15. ～21. <略> （先物取引等の運用指図） 第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 （スワップ取引の運用指図） 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 （収益分配金および償還金の支払い）
---	---

る取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ②～④ <略> （金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第 26 条 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u> ②～④ <略> （収益分配金および償還金の支払い） 第 46 条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>同項の受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第 49 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは</u>、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>	②～④ <略> （金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ②～④ <略> （収益分配金および償還金の支払い） 第 46 条 <略> ②～⑤ <略> ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u> （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 第 49 条 受託者は、収益分配金について支払開始日から 5 年経過した後に、<u>未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から 10 年経過した後に、未払残高があるときは</u>、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>
---	---

J P Xスタートアップ急成長100ETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
2. 運用方法 (1) <略> (2) 投資態度 ① <略> ② <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象指標への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第22条に規定する有価証券指数等先物取引の買い建てを行う場合があります。</u> ③～④ <略> (受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> <u><削除></u> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）の口座ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 前号に基づく乗算によって1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、<u>これにより生じた整数部分については当該受益者の口座に記録します。</u> 3. 前号に基づく合算により生じた端数部分は、<u>他の受益者について同様の合算を行って生じた端数部分と合算し、これにより生じた整数部分については委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. 前号により委託が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、<u>前号に基づく合算の対象となった端数部分の持分を所有する受益者に当該持分に応じて分配します。</u> 5. 委託者は、<u>受益者からの取得申込の受付</u>および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総	2. 運用方法 (1) <略> (2) 投資態度 ① <略> ② 有価証券指数等先物取引の買い建てを行う場合があります。 ③～④ <略> (受益権の併合、分割および再分割) 第7条 <略> ② <u>追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</u> ③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。 ④ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。 1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 端数部分を受益者ごとに合算し、<u>整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u> 3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。 5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行う場合があります。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 <略> ② <u><新設></u> ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総

額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 22 条および第 23 条に定めるものに限りします。） ハ. 金銭債権 <u>< 削除 ></u> <u>< 削除 ></u> <u>< 削除 ></u> （運用の指図範囲等） 第 17 条 < 略 > ② 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>< 削除 ></u> ③ < 略 > （先物取引等の運用指図） 第 22 条 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。</u> （スワップ取引の運用指図） 第 23 条 委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u> ②～④ < 略 > （収益分配金および償還金の支払い） 第 38 条 < 略 > ②～⑤ < 略 > ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>同項の受益者は、受託者から送付される領</u>	額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 （投資の対象とする資産の種類） 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 22 条および第 23 条に定めるものに限りします。） ハ. 金銭債権 ニ. 約束手形 <u>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ. 為替手形</u> （運用の指図範囲等） 第 17 条 < 略 > ② 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン <u>4. 手形割引市場において売買される手形</u> ③ < 略 > （先物取引等の運用指図） 第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。 （スワップ取引の運用指図） 第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ②～④ < 略 > （収益分配金および償還金の支払い） 第 38 条 < 略 > ②～⑤ < 略 > ⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付され</u>
---	---

収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。<u>なお、同項の受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第41条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき<u>または償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは</u>、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>	る領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。 (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第41条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、<u>未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から10年経過した後に、未払残高があるときは</u>、当該金額を委託者に交付するものとします。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 ③～④ <略>
--	---